

審 査 基 準

平成30年6月25日作成

法 令 名： 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項： 第6条第1項
処 分 の 概 要： 保管場所標章の交付
原権者（委任先）： 警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）、第5条（保管場所標章の交付の手続）
審 査 基 準： 上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 第4条第1項の政令で定める書面を交付したとき、又は同項ただし書の政令で定める通知を行ったときについては、7日（行政庁の休日を含まない。） 第5条の規定による届出を受理したときは、2日（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先： 自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課（係） 八代警察署氷川幹部交番（同交番で申請・届出をしたものに限る。）
問 合 せ 先： 自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課（係）
備 考：